

別記4 [標識・掲示板]

標識は、事業所内に存する種々の施設の中で、危険物施設を区分し、その所在を周知させることにより防災上の注意を喚起するために設けるものであり、また、掲示板は、施設の防火に関し必要な事項を掲示することによりその徹底を図るために設けるものである。

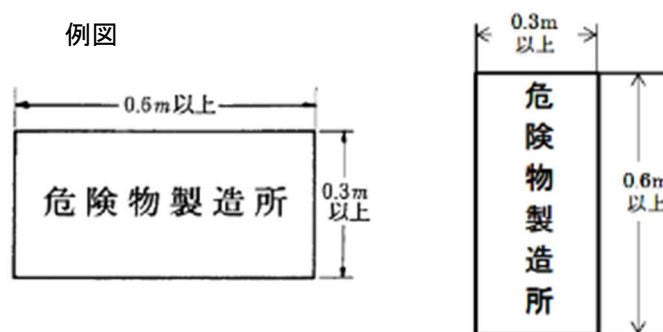
なお、移動タンク貯蔵所の標識及び掲示板については、第9章「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準」第15「標識及び表示板」によること。

1 標識

標識は、次によること。（規則第17条第1項）

- (1) 標識は、幅0.3m以上、長さ0.6m以上の板であること。（地を白色、文字を黒色）

なお、施設の外壁等に直接記入又はシール素材により貼付することができるものであること。

**2 掲示板**

- (1) 掲示板は、次によること。（規則第18条第1項）

- ① 掲示板は、幅0.3m以上、長さ0.6m以上の板であること。（地を白色、文字を黒色）
なお、施設の外壁等に直接記入又はシール素材により貼付することができるものであること。
- ② 掲示板には、貯蔵し、又は取り扱う危険物の類、品名及び貯蔵最大数量又は取扱最大量、指定数量の倍数並びに危険物保安監督者を定めなければならない製造所等にあつては危険物保安監督者の氏名又は職名を表示すること。
- ③ 前②の掲示板のほか、貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じ、次表に掲げる注意事項を表示した掲示板を設けること。

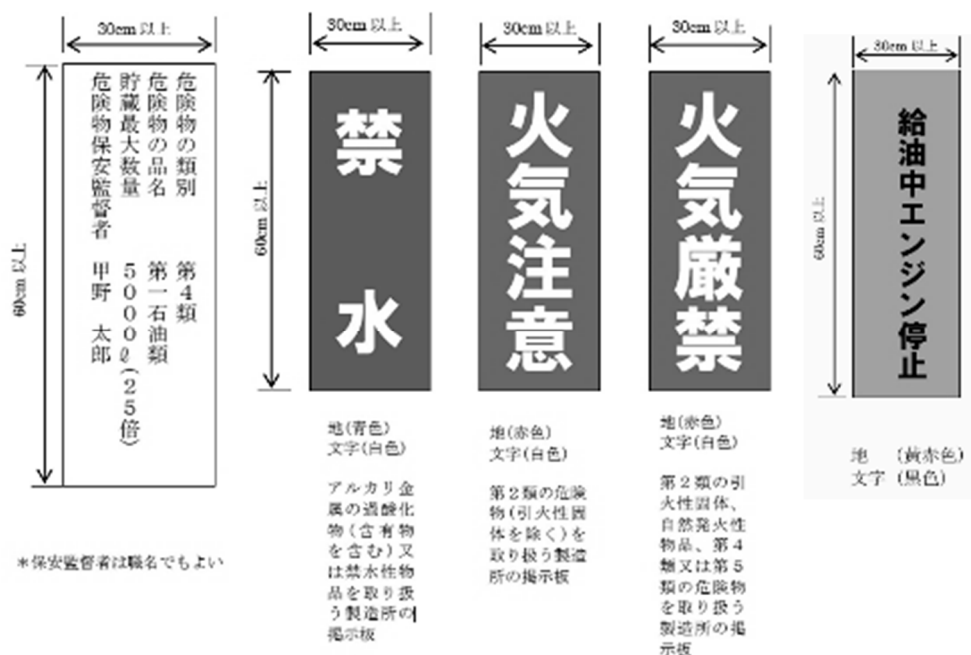
注意事項一覧表

類別	貯蔵又は取扱う危険物	表示内容	掲示板の色
第1類	アルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの	禁 水	地－青・文字－白
	上記以外のもの	なし	
第2類	引火性固体	火気厳禁	地－赤・文字－白
	引火性固体以外のもの	火気注意	地－赤・文字－白
第3類	自然発火性物品	火気厳禁	地－赤・文字－白
	禁水性物品	禁 水	地－青・文字－白
第4類	すべて	火気厳禁	地－赤・文字－白
第5類	すべて	火気厳禁	地－赤・文字－白
第6類	すべて	なし	

注1 禁水性物品とは、第3類の危険物のうち政令第1条の5第5項の水との反応性試験において同条第6項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。）をいう。

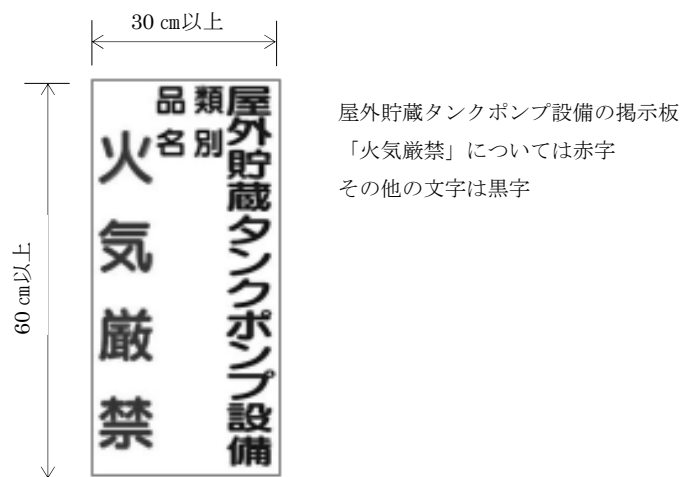
注2 自然発火性物品とは、第3類の危険物のうち政令第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。

- ④ 給油取扱所にあつては、②及び④の掲示板のほか、地を黄赤色、文字を黒色として「給油中エンジン停止」と表示した掲示板を設けること。



(2) 前(1)の他、屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク、地下貯蔵タンクの注入口及びポンプ設備の掲示板は、次によること。(規則第18条第2項)

- ① 掲示板は、幅0.3m以上、長さ0.6m以上の板であること。(地を白色、文字を黒色(前(1).③に規定する注意事項については、赤色))
- ② 掲示板には、「屋外貯蔵タンク注入口」、「屋内貯蔵タンク注入口」若しくは「地下貯蔵タンク注入口」又は「屋外貯蔵タンクポンプ設備」、「屋内貯蔵タンクポンプ設備」若しくは「地下貯蔵タンクポンプ設備」と表示するほか、取り扱う危険物の類別、品名及び前(1).④に規定する注意事項を表示すること。



3 標識及び掲示板の材質

標識及び掲示板の材質は、耐候性、耐久性があるものとし、また、その文字は、雨水等により容易に消えることがないものであること。(★)

4 標識及び掲示板の設置位置（★）

- (1) 製造所・屋内貯蔵所・屋内タンク貯蔵所・販売取扱所・一般取扱所
出入口付近等の外部から見やすい箇所に設けるとともに、主たる出入口が2以上ある場合には、2か所以上に設けること。（機械搬入後、出入口として使用しない搬入口（外部から人が入ることができない廊下等がない搬入口に限る。）や勝手口等は設置を省略できる。）
- (2) 屋外タンク貯蔵所
屋外タンク貯蔵所ごとに設けるとともに、防油堤外側の見やすい箇所及び主たる道路の面に必要に応じて設けること。
- (3) 地下タンク貯蔵所
地下貯蔵タンクごと（許可）に、上部又は注入口の付近に設けるとともに、外部から見やすい箇所に設けること。
- (4) 屋外貯蔵所
屋外貯蔵所が面している主たる道路から見やすい箇所に設けること。
- (5) 簡易タンク貯蔵所
 - ① 屋外に設ける簡易タンク貯蔵所は、上記(4)の例によること。
 - ② 専用室内に設ける簡易タンク貯蔵所は、上記(1)の例によること。
- (6) 給油取扱所
自動車等の出入口付近の外部から見やすい箇所に設けること。
- (7) 移動タンク貯蔵所
第9章「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準」第15「標識及び表示板」によること。